

茅ヶ崎市立西浜中学校 いじめ防止基本方針

2025.6.23 改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって本校では、全校生徒が安心して学習活動その他の活動に取り組めるように、いじめ問題への対応を学校における最重要課題の一つと考えます。

本校では、次の視点をもって、いじめ問題に向き合っていきます。

- (1) 他者とかかわる力の育成
- (2) 「小中一貫教育」の実現
- (3) 「家庭・地域・学校が一体となって子どもを育てる教育体制」の構築
- (4) 教職員も含めた豊かな人間性の醸成

2 いじめの防止等に関する内容

(1) 他者とかかわる力の育成

- ・いろいろな考えを受け止め、自分の考えをきちんと伝えることができる生徒の育成に努めます。
- ・すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの未然防止・早期発見のための対策を行います。

(2) 「小中一貫教育」の実現

- ・一小一中・小規模校の利点を生かし、互いの良さを認め合い、互いの絆を強めることに努めます。

(3) 「家庭・地域・学校が一体となって子どもを育てる教育体制」の構築

- ・家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。
- ・学校行事、ボランティア活動、地域行事への参加等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

(4) 教職員も含めた豊かな人間性の醸成

- ・互いの良さを認め合い、互いの信頼関係を強めます。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・教職員は自らの言動が、生徒のいじめを助長することのないよう細心の注意を払って指導に取り組めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

●いじめの早期発見のための具体的な取組

- ・全教職員で、「された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」、という共通認識を図るとともに、日々いじめの認知にあたります。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月、11月、2月…3年は1月）
 - ② 生活アンケートと学級担任等による教育相談 年2回（5月、11月）
 - ③ 連続する欠席については、いじめを想定した対応をします。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行えるよう、相談体制を整えます。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② 心の教育相談員の活用
 - ③ スクールバディ（生徒によるいじめ撲滅委員会）の育成及び活用
 - ④ 他機関の紹介と連携

●いじめの早期解決のための具体的な取組

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを行った児童に対しては、相手を傷つける行為は許されないことを毅然と指導するとともに、その動機や背景は丁寧に確認し、自身の気持ちを相手を傷つけない形で伝えたり、発散したりする方法を共に模索し、身につかせます。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために、保護者と連携しながら、いじめた生徒に対し継続的な指導を行います。
- ・いじめを見ていた生徒等にも、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び茅ヶ崎警察署等と連携して対処します。

●インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうことなどの特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめ防止に努めます。
- ・インターネット上のいじめに係る書き込みについては、速やかに削除するような対応を取るよう保護者に促します。
- ・生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ対策会議」の設置

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置します。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、次の区分に従い各教職員が速やかに調査・対応を開始します。

（1）いじめ対策会議の構成

<定例会> 4ヶ月に1回（6・10・2月に実施）

校長・教頭・生徒支援部 GL・学年主任・教育相談コーディネーター・養護教諭

<軽微と思われる事案の調査・対応>

当該学年主任・当該学年職員

※調査・対応の過程で、軽微と思われない事案であると判断を改めた場合は、次のメンバーに構成員を拡充する。

<軽微と思われない事案の調査・対応>

生徒指導担当・教育相談コーディネーター・当該学年主任・当該学年職員・養護教諭

※対応を適切に行うために、追加の構成員（学校外の専門職含む）が必要と思われる場合は、基本構成員が管理職に相談し、校長が、事案に応じた補充構成員を任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間（概ね30日。但し、連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、茅ヶ崎市教育委員会に重大事態発生の旨を報告し、その指示を仰ぎます。なお、学校主体での調査となった場合、次の調査会を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ重大事態調査会」の構成

- ・管理職、学年リーダー、分掌グループリーダー、生徒指導担当

※事案内容により構成員については茅ヶ崎市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者の参加を図る等して、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対する調査の経過・結果の情報提供及び説明
- ・いじめを行った生徒やその保護者に対する調査の経過・結果の情報提供及び説明
- ・茅ヶ崎市教育委員会への調査結果報告

※茅ヶ崎市教育委員会を通じて、調査結果を市長に報告します。その際、いじめを受けた生徒またはその保護者は、調査結果に係る所見を添えることができます。

5 その他

調査や、保護者の説明など、本基本方針に特に定めのない内容については、各ガイドライン等を参考に適切に実施していきます。